

令和 8 年度 高砂市既存住宅省エネ化促進事業補助金
補助要件・提出書類チェックシート

以下の補助要件及び提出書類を確認の上、補助金の申請をしていただきますようお願いいたします。
補助要件に該当しない場合は、補助を受けることができませんのでご注意ください。
申請書類に不備がある場合は、補助金の交付決定まで時間を要しますので、予めご了承ください。

【補助要件】

補助要件	全体 改修	部分 改修
申請者は、補助対象となる住宅の所有者である。	☐	☐
当該住宅は、市内に存する既存の戸建て住宅である。	☐	☐
当該住宅は、店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満である。	☐	☐
当該住宅は耐震性が確保されている。(下記のいずれかに該当する) ・昭和56年6月1日以降に着工した住宅である ・一定の耐震基準を満たすものとして、建築士の確認を受けている ・改修後、一定の耐震基準を満たすものとして、建築士の確認を受けている ・書類により耐震性が確保されていることを確認できる	☐	☐
当該住宅は、下記の区域に存しない。 ・「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」第 9 条第 1 項に規定する土砂災害特別警戒区域 ・「建築基準法」第 39 条第1項に規定する災害危険区域 ・「津波防災地域づくりに関する法律」第 72 条第1項に規定する津波災害特別警戒区域	☐	☐
当該住宅は、現状において、省エネ基準を満たしていない。	☐	☐
事業等の契約前である。	☐	☐
事業等は、交付申請をする年度の2月末までに完了する。	☐	☐
当該補助金の申請は今回が初めてである。	☐	☐
(他の補助金を利用する場合)補助対象経費が重複していない。	☐	☐
改修後、住宅全体が省エネ基準又は ZEH 水準に適合する。	☐	－
BELS 等の第三者評価を受けている(受ける予定である。)	☐	－
改修工事は住宅改修業者登録制度へ登録している事業者との契約による工事である。	☐	－
複数の開口部を改修する。	－	☐

【交付申請時の提出書類】 令和 8 年 12 月 28 日〆切

提出書類	全体 改修	部分 改修
補助金交付申請書【様式第1号】	☐	☐
省エネ改修工事住宅概要書(個表)【様式第省エネ1-1号】	☐	☐
補助金額算定書【様式第省エネ1-2号】	☐	☐
(店舗等の部分がある場合)求積図・求積表(店舗等の部分の床面積の割合がわかるもの)	☐	☐
住宅の所有者が確認できる書類の写し(登記事項証明書等)	☐	☐
建築年月が確認できる書類の写し(建築確認通知書又は検査済証、登記事項証明書等)	☐	☐
(昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工した住宅)耐震性能確認書【様式第省エネ2号】、 又はその他耐震性が確保されていることを確認できる書類	☐	☐
現況写真(全景および改修部分)	☐	☐
付近見取図(方位、道路及び目標となる地物を明示したもの)	☐	☐
省エネ改修工事内容が確認できる図書(配置図、平面図、立面図等)	☐	☐
(省エネ設計を実施する場合)省エネ設計に係る見積書	☐	☐
省エネ改修工事に係る見積書(省エネ改修工事等に係る費用及び補助対象建材、設備等の内訳が分かるもの並びにモデル工事費の定めのない工事を補助対象経費に含める場合は複数の見積書)	☐	☐
建材、設備等が仕様に適合していることが確認できる書類※	—	☐
BELS 等の評価書の写し※	☐	—
兵庫県の住宅改修業者登録制度による登録証の写し	☐	—
委任状	☐	☐
誓約書【様式第省エネ3号】	☐	☐
市税完納証明書	☐	☐

※省エネ設計を実施する場合は、内容変更申請時に提出してください。

【実績報告申請時の提出書類】 令和 9 年 2 月末日〆切

提出書類	全体 改修	部分 改修
補助事業実績報告書【様式第9号】	☐	☐
補助金精算書【様式第省エネ4号】	☐	☐
事業費内訳書	☐	☐
交付決定通知書の写し	☐	☐
(改修後に耐震性が確保される場合)耐震改修工事実施確認書【様式第省エネ5号】	☐	☐
写真(工事施工前、工事施工中、工事完了後)(仕様がわかる写真も添付すること)	☐	☐
(写真で仕様が確認できない場合)出荷証明書、納品証明書等	☐	☐
契約書の写し及び領収書の写し	☐	☐
(省エネ設計を実施した場合)省エネ設計を実施したことが分かる資料(調査資料、改修設計図、工事計画書等)	☐	☐
補助金の振込先が分かるものの写し(通帳等の写し)	☐	☐
委任状	☐	☐